

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

令和 6 年度診療報酬改定により、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」が新設されました。当事業所ではオンライン資格確認を行う体制を整え、医療 DX を通じて、質の高い訪問看護を提供できるよう取り組んでおります。

マイナ保険証によるオンライン資格確認から得た利用者の診療情報や薬剤情報を活用した訪問看護を提供いたします。

これにより令和 8 年 6 月 1 日より訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

算定内容

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

対象者

訪問看護管理療養費を算定する利用者（医療保険）

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです。

- ①厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による診療報酬の請求を行っていること。
- ②健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- ③医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ④以上の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 5 月

しゃくなげ三春訪問看護ステーション